

第 6146 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)平成31年 2月 25日 月曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行：税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL:06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ QRコードを利用したコンビニ納付

Q：今年の確定申告は、QRコードを利用したコンビニ納付ができるそうですが、どのようになっているのですか？

A：次のようになっています。

【解説】

平成31年1月4日からQRコードを利用したコンビニ納付が可能になっています。

パソコンやスマートフォン、タブレットを使い、納付に必要な情報(氏名や税額など)をQRコードとして作成して、近くのコンビニで納付します。

QRコードの作成方法は、次の2つです。

①確定申告書等作成コーナー

確定申告書等作成コーナーを利用して所得税、消費税、贈与税の申告書を作成する際に、『住所・氏名等入力』画面において、「コンビニQR納付」欄の「納付用QRコードを作成する」にチェックすることで、申告書と併せてQRコードを作成することができます。

②国税庁HPのコンビニ納付用QRコード作成専用画面

納付に必要な情報(住所・氏名・納付税目・納付金額等)を入力することで、QRコードを作成することができます。

納付金額が30万円を超えるQRコードは作成できません。また、納付は現金のみとなります。

利用可能なコンビニは、「Loppi」が設置されているローソン等の店舗及び「Famiポート」が設置されているファミリーマートです。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】